

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および
児童福祉法の規定による行政処分等の実施に関する要綱

制定 令和6年9月18日 区長決定
要綱 第322号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 行政処分等の基準（第4条・第5条）
- 第3章 行政処分の手続（第6条―第12条）
- 第4章 雑則（第13条・第14条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）および児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）に規定する命令、指定の取消しおよび指定の全部または一部の効力の停止（以下「行政処分」という。）等を行う場合の基準および事務手続を明確にし、行政処分の手続の公正を確保するとともに透明性の向上を図り、指定特定相談支援事業者ならびに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者および指定障害児相談支援事業者に対する的確に行政処分を実施することにより、もって区民の特定相談支援ならびに障害児通所支援、障害児入所支援および障害児相談支援の制度への信頼維持および利用者保護に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 法第51条の29ならびに児福法第21条の5の24、児福法第24条の17、児福法第24条の36および児福法第34条の6の規定による行政処分を行うに当たっては、当該行為の重大性および悪質性について、公益侵害の程度、故意性、反復継続性および組織性に着眼し検証を行うとともに、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況および事業者の運営管理体制等を総合的に勘案して行う。

（定義）

第3条 この要綱において使用する用語は、法および児福法において使用する用語の例による。

第2章 行政処分等の基準

（命令）

第4条 区長は、法第51条の28第2項の規定に基づき勧告を受けた指定特定相談支援事業者ならびに児福法第21条の5の23第1項の規定に基づき勧告を受けた指定障害児通所支援事業者、児福法第24条の16第1項の規定に基づき勧告を受けた指定障害児入所施設の設置者および児福法第24条の35第1項の規定に

に基づき勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合で必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 区長は、法第51条の33第1項の規定に基づき勧告を受けた指定特定相談支援事業者ならびに児福法第21条の5の28第1項（児福法第24条の19の2において準用する場合を含む。）および児福法第24条の40第1項の規定に基づき勧告を受けた指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者および指定障害児相談支援事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合で必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 第1項の勧告は、厚生労働省令で定める人員、設備および運営に関する基準等に違反している指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者、ならびに品川区が条例で定める人員、設備および運営に関する基準等に違反している指定障害児通所支援事業者および指定障害児入所施設の設置者に対し、区長が必要があると認める場合に、期限を定めて、基準を遵守すべきことを求めて行う。
- 4 第2項の勧告は、厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていない指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者および指定障害児相談支援事業者に対し、区長が必要があると認める場合に、期限を定めて、基準を遵守すべきことを求めて行う。
- 5 第3項および前項の規定に基づく勧告を行う場合の基準は、別表第1のとおりとする。
- 6 区長は、勧告を受けた者が期限内にこれに従わなかった場合で必要があると認めるときは、その旨を公表する。
- 7 区長は、児福法第33条の18第4項に基づき同条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同条第3項の規定による調査を受けずもしくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該事業者に対し、その報告を行い、もしくはその報告の内容を是正し、またはその調査を受けることを命ずることができる。
- 8 区長は、指定障害児通所支援事業または障害児相談支援事業を行う者が、児福法もしくはこれに基づく命令もしくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、もしくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたとき、または指定障害児通所支援事業者が児福法第21条の7の規定に違反したときは、児福法第34条の6の規定に基づきその者に対し、その事業の制限または停止を命ずることができる。
- 9 第1項、第2項、第7項および前項の規定に基づく命令を行う場合の基準は、別表第2のとおりとする。
- 10 区長は、命令を行ったときは、その旨を公示する。

（指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止）

第5条 区長は、指定特定相談支援事業者ならびに指定障害児通所支援事業者、指定

障害児入所施設の設置者および指定障害児相談支援事業者が別表第3の基準に該当する場合で必要があると認めるときは、指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止（以下「取消し等」という。）を行う。

2 区長は、指定の取消しを行ったときは、その旨を公示する。

第3章 行政処分の手続

（趣旨）

第6条 区長が行政処分を行うときは、この要綱の規定によるほか、行政手続法（平成5年法律第88号）および品川区聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成6年品川区規則第38号）の規定による。

（行政処分の手続の開始）

第7条 区長は、法令違反、計画相談支援給付費等、障害児相談支援給付費等、障害児通所給付費等および障害児入所給付費等の不正請求ならびに不適正な障害児通所支援および障害児入所支援の提供等が認められる場合その他区長が必要と認めるときは、行政処分の手続を開始し、その事案の調査結果の内容を記載した調書（以下「監査調書等」という。）を作成する。

（意見陳述）

第8条 行政処分を行うときは、次の各号のいずれかの方法により当事者の意見陳述の機会を設ける。

（1）取消し等を行うとき、または区長が相当と認めるときは、聴聞を行う。

（2）前号に該当しないときは、弁明の機会を設ける。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

（1）公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続をとることができないとき。

（2）法令上必要とされる資格がなかったことまたは失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在または喪失の事実が裁判所の判決書または決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

（3）施設もしくは設備の設置、維持もしくは管理または物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であって、その不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

（4）納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、または金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

（5）当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして行政手続法施行令（平成6年政令第265号）で定める処分をしようとするとき。

るとき。

(聴聞)

第9条 聴聞を行うときは、聴聞を行う日の7日前（休日を除く。以下同じ。）までに当事者に対し、次に掲げる事項を記載した聴聞通知書を交付して通知する。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 予定される行政処分の内容および根拠法令の条項
- (3) 行政処分の原因となる事実
- (4) 聴聞の日時および場所
- (5) 聴聞に関する事務担当者の連絡・照会先
- (6) 聴聞の日に出席して意見を述べ、証拠書類または証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出できること。
- (7) 聴聞の日に出席する代わりに陳述書および証拠書類等を提出できること。
- (8) 聴聞が終結するまでの間、監査調書等を閲覧できること。
- (9) 代理人を選任できること。
- (10) 聴聞の日に主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席できること。
- (11) 正当な理由なく聴聞の日に欠席し、かつ、その日までに陳述書または証拠書類等が提出されないときは、聴聞が終結すること。

2 当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次に掲げる事項を記載した書面を品川区役所に公示することで行う。この場合において、公示を始めた日から14日を経過したときに、当該通知が当事者に到着したものとみなす。

- (1) 当事者の名称または氏名
- (2) 聴聞の日時および場所
- (3) 聴聞に関する事務担当者の連絡および照会先
- (4) 前項の聴聞通知書をいつでも当事者に対して交付する旨

3 聴聞は、福祉部障害者施策推進課長が主宰する。ただし、福祉部障害者施策推進課長が主宰できないときは、当該行政処分事案を所管する課長以外の課長で福祉部長の指名する者が主宰する。

4 主宰者は、当事者以外の者であって、当該行政処分に利害関係を有すると認められる者に対し、当該聴聞手続に参加することを求め、または当該聴聞手続に参加することを許可する。

5 主宰者は、聴聞の日ごとに、聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）を作成し、聴聞終結後、行政処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（以下「聴聞報告書」という。）を作成する。

6 主宰者は、当事者または参加人の求めに応じ、聴聞調書および聴聞報告書を閲覧させる。

(弁明)

第10条 弁明は、当事者が弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出

して行うものとする。

2 弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の7日前の日までに、当事者に対し、次に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を交付して通知する。

- (1) 弁明の件名
- (2) 予定される行政処分の内容および根拠法令の条項
- (3) 行政処分の原因となる事実
- (4) 弁明書の提出先および提出期限
- (5) 代理人を選任できること。
- (6) 提出期限までに弁明書が提出されないときは、弁明の機会を放棄したものとみなすこと。

3 当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次に掲げる事項を記載した書面を品川区役所に公示することで行う。この場合において、公示を行った日から起算して2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。

- (1) 当事者の名称または氏名
- (2) 弁明書の提出先および提出期限
- (3) 前項の弁明の機会の付与通知書をいつでも当事者に対し交付する旨
(行政処分の決定)

第11条 行政処分の決定に当たっては、聴聞調書および聴聞報告書または弁明書の内容を十分に考慮する。

(本人通知)

第12条 行政処分を行うことを決定したときは、当事者に対し、当該行政処分の内容、根拠条項およびその理由を明記した行政処分通知書を交付する。

第4章 雑則

(事実の公表)

第13条 区長は、行政処分を行ったときは、その旨を公表する。

(関係機関への通知)

第14条 区長は、行政処分を行ったときは、区市町村等の関係機関に通知する。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の規定により勧告を行う場合の基準

1 品川区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱(平成28年品川区要綱第323号)に基づく指導の結果、次に該当する場合

(1)	(指定特定相談支援事業者：法第51条の28第2項) 指定特定支援事業者が、当該特定相談支援事業所の従業員の知識もしくは技能又は人員について法第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないとき、第51条の24第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていないとき、法第51条の24第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていないとき。
(2)	(指定特定相談支援事業者：法第51条の33第1項) 指定特定支援事業者が、法第51条の31第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないとき。
(3)	(指定障害児通所支援事業者：児福法第21条の5の23第1項) 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員の知識もしくは技能または人員について児福法第21条の5の19第1項の区の条例で定める基準に適合していないとき、児福法第21条の5の19第2項の区の条例で定める設備および運営に関する基準に従って適正な指定障害児通所支援の事業の運営をしていないとき、または児福法第21条の5の19第4項に規定する便宜の提供を適正に行っていないとき。
(4)	(指定障害児通所支援事業者：児福法第21条の5の28第1項) 指定障害児通所支援事業者が、児福法第21条の5の26第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるとき。
(5)	(指定障害児入所施設の設置者：児福法第24条の16第1項) 指定障害児入所施設の設置者が、当該指定障害児入所施設の従業員の知識もしくは技能または人員について児福法第24条の12第1項の区の条例で定める基準に適合していないとき、児福法第24条の12第2項の区の条例で定める設備および運営に関する基準に従って適正な指定障害児入所施設の運営をしていないとき、または児福法第24条の12第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていないとき。
(6)	(指定障害児入所施設の設置者：児福法第24条の19の2) 指定障害児入所施設の設置者が、児福法第24条の19の2において準用する児福法第21条の5の26第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるとき。

	(指定障害児相談支援事業者:児福法第24条の35第1項) 指定障害児相談支援事業者が、当該特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能または人員について児福法第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないとき、児福法第24条の31第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていないとき、または児福法第24条の31第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていないとき。
(7)	(指定障害児相談支援事業者:児福法第24条の40第1項) 指定障害児相談支援事業者が、児福法第24条の38第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるとき。

2 1と同様の状態であると認められる場合

別表第2(第4条関係)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の規定により命令を行う場合の基準

(1)	(指定特定相談支援事業所：法第51条の28第3項) 法第51条の33第2項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。
(2)	(指定特定相談支援事業所：法第51条の33第3項) 法第51条の33第3項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。
(3)	(指定障害児通所支援事業者：児福法第21条の5の23第3項) 児福法第21条の5の23第1項の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。
(4)	(指定障害児通所支援事業者：児福法第21条の5の28第3項) 児福法第21条の5の28第1項の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。
(5)	(指定障害児通所支援事業者：法第34条の6) 児福法もしくはこれに基づく命令もしくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、もしくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたとき、または児福法第21条の7の規定に違反したとき。
(6)	(指定障害児入所施設の設置者：児福法第24条の16第3項) 児福法第24条の16第1項の規定による勧告を受けた指定障害児入所施設の設置者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。
(7)	(指定障害児入所施設の設置者：児福法24条の19の2において準用する児福法第21条の5の28第3項) 児福法第24条の19の2において準用する児福法第21条の5の28第1項の規定による勧告を受けた指定障害児入所施設の設置者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。
(8)	(指定障害児相談支援事業者：児福法第24条の35第3項) 児福法第24条の35第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。
(9)	(指定障害児相談支援事業者：児福法第24条の40第3項) 児福法第24条の40第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由なしに、その勧告に係る措置をとらなかったとき。

	とき。
(10)	(指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者ならびに指定障害児入所施設等の設置者：児福法第33条の18第4項) 児福法第33条の18第4項の規定に基づき同条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同条第3項の規定による調査を受けず、もしくは調査を妨げたとき。

別表第3(第5条関係)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の規定により指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止を行う場合の基準

(1)	(指定特定相談支援事業者：法第51条の29第2項) ア 指定特定相談支援事業者が、第51条の20第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2または第12号のいずれかに該当するに至ったとき。 イ 指定特定相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。 ウ 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能または人員について、第51条の24第1項の主務省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。 エ 指定特定相談支援事業者が、第51条の24第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 オ 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。 カ 指定特定相談支援事業者が、第51条の27第2項の規定により報告または帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または虚偽の報告をしたとき。 キ 指定特定相談支援事業者または当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員が、第51条の27第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意および監督を尽くしたときを除く。 ク 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第51条の17第1項第1号の指定を受けたとき。 ケ アからクに掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、法その他の国民の福祉に関する法律で政令で定めるものまたはこれらの法律に基づく命令もしくは処分に違反したとき。 コ アからケに掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正または著しく不当な行為をしたとき。 サ 指定特定相談支援事業者の役員またはその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に計画相談支援に関し不正または著しく不当な行為をした者があるとき。
------------	---

(2)	(指定障害児通所支援事業者:児福法第21条の5の24第1項) ア 指定障害児通所支援事業者が、児福法第21条の5の15第3項第4号から第5号の2まで、第13号または第14号のいずれかに該当するに至ったとき。 イ 指定障害児通所支援事業者が、児福法第21条の5の15第8項(第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したと認められるとき。 ウ 指定障害児通所支援事業者が、児福法第21条の5の18第3項の規定に違反したと認められるとき。 エ 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識もしくは技能または人員について、児福法第21条の5の19第1項の区の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。 オ 指定障害児通所支援事業者が、児福法第21条の5の19第2項の区の条例で定める指定通所支援の事業の設備および運営に関する基準に従って適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 カ 障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があったとき。 キ 指定障害児通所支援事業者が、児福法第21条の5の22第1項の規定により報告または帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または虚偽の報告をしたとき。 ク 指定障害児通所支援事業者または当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、児福法第21条の5の22第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、または同項の規定による立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意および監督を尽くしたときを除く。 ケ 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により児福法第21条の5の3第1項の指定を受けたとき。 コ アからケまでに掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、児福法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものまたはこれらの法律に基づく命令もしくは処分違反したとき。 サ アからコまでに掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正または著しく不当な行為をしたとき。 シ 指定障害児通所支援事業者が法人である場合において、その役員等の
-----	---

	うちに指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児通所支援に関し不正または著しく不当な行為をした者があるとき。 ス 指定障害児通所支援事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児通所支援に関し不正または著しく不当な行為をした者であるとき。
(3)	(指定障害児入所施設の設置者:法第24条の17第1項) ア 指定障害児入所施設の設置者が、児福法第24条の9第3項において準用する児福法第21条の5の15第3項第4号から第5号の2まで、第13号または第14号のいずれかに該当するに至ったとき。 イ 指定障害児入所施設の設置者が、児福法第24条の11第3項の規定に違反したと認められるとき。 ウ 指定障害児入所施設の設置者が、当該指定障害児入所施設の従業者の知識もしくは技能または人員について、児福法第24条の12第1項の区の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。 エ 指定障害児入所施設の設置者が、児福法第24条の12第2項の区の条例で定める指定障害児入所施設等の設備および運営に関する基準に従って適正な指定障害児入所施設の運営をすることができなくなったとき。 オ 障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費または障害児入所医療費の請求に関し不正があったとき。 カ 指定障害児入所施設の設置者または当該指定障害児入所施設の長その他の従業者（キにおいて「指定入所施設設置者等」という。）が、児福法第24条の15第1項の規定により報告または帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または虚偽の報告をしたとき。 キ 指定入所施設設置者等が、児福法第24条の15第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、または同項の規定による立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。ただし、当該指定障害児入所施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児入所施設の設置者または当該指定障害児入所施設の長が相当の注意および監督を尽くしたときを除く。 ク 指定障害児入所施設の設置者が、不正の手段により児福法第24条の2第1項の指定を受けたとき。 ケ アからクまでに掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、児福法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する児福法律で政令で

	定めるものまたはこれらの法律に基づく命令もしくは処分に違反したとき。 コ アからケまでに掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、障害児入所支援に関し不正または著しく不当な行為をしたとき。 サ 指定障害児入所施設の設置者が法人である場合において、その役員または当該指定障害児入所施設の長のうちに指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児入所支援に関し不正または著しく不当な行為をした者があるとき。 シ 指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児入所支援に関し不正または著しく不当な行為をした者であるとき。
(4)	(指定障害児相談支援事業者：児福法第24条の36第1項) ア 指定障害児相談支援事業者が、児福法第24条の28第2項において準用する児福法第21条の5の15第3項第5号、第5号の2または第13号のいずれかに該当するに至ったとき。 イ 指定障害児相談支援事業者が、児福法第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。 ウ 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能または人員について、児福法第24条の31第1項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなったとき。 エ 指定障害児相談支援事業者が、児福法第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 オ 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。 カ 指定障害児相談支援事業者が、児福法第24条の34第1項の規定により報告または帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または虚偽の報告をしたとき。 キ 指定障害児相談支援事業者または当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、児福法第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、または同項の規定による立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意および監督を尽くしたときを除く。 ク 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により児福法第24条の2

	6 第 1 項第 1 号の指定を受けたとき。 ケ アからクに掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、児福法 その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものまたはこれらの法 律に基づく命令もしくは処分に違反したとき。 コ アからケに掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児 相談支援に関し不正または著しく不当な行為をしたとき。 サ 指定障害児相談支援事業者の役員または当該指定に係る障害児相談 支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の 取消しまたは指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとする とき前 5 年以内に障害児相談支援に関し不正または著しく不当な行為 をした者があるとき。
(5)	(障害児通所支援事業者および障害児入所施設の設置者:児福法第 33 条の 18 第 6 項) 児福法第 33 条の 18 第 4 項の規定による命令に従わないとき。